

新ひだか町設計図書等の電子化実施要領

(目的)

第1条 この要領は、町が発注する新ひだか町建設工事執行規則（平成18年規則第122号）第2条に規定する建設工事（これらに係る調査、設計及び工事監理を含む。）及びその他の委託業務（以下「工事等」という。）の入札価格見積用の設計図書等を電子化して、入札の指名業者又は入札に参加しようとする者（以下「入札参加者等」という。）に交付することにより、発注事務の効率、経費の削減及び入札参加者等の利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書等 設計図書、見積用工事費内訳書、設計図面、材料調書、その他見積りに必要な資料をいう。
- (2) 電子化 磁気記録媒体であるCD-Rに記録することをいう。
- (3) 電子閲覧 設計図書等の全部又は一部を新ひだか町ホームページにおいて閲覧又は取得することをいう。

(概要)

第3条 町は、設計図書等を電子化するとともに、入札参加者等に対し、電子化された設計図書等を交付する。ただし、町が必要と認める場合は、従来どおりの紙による設計図書等を準備し、紙による貸出、閲覧方法を併用して行うことができる。

2 入札参加者等が、当該入札に係る電子化された設計図書等の交付を受けるときは、未使用のCD-R（指名競争入札については入札日ごとに1枚、一般競争入札については工事等1件につき1枚）を持参するものとする。

3 電子閲覧を行う場合においては、前項の規定は適用しない。

4 入札参加者等が、当該入札に係る電子化された設計図書等の交付を受けたときは、別記様式を提出しなければならない。

(電子化の方法等)

第4条 電子化する場合の方法等は、別に定める。

(入札参加者等への周知)

第5条 入札参加者等に交付する設計図書等を電子化する場合は、その旨を指名通知又は入札公告で告知する。

2 前項の規定は、電子閲覧を行う場合において準用する。

(交付の窓口等)

第6条 入札参加者等が、当該入札に係る電子化された設計図書等の交付を受ける窓口

は、次の各号に定めるところによる。ただし、町の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 新ひだか町静内地区に住所又は所在地を有する者及び新ひだか町の区域外に所在地を有する者 総務部契約管財課契約グループ

(2) 新ひだか町三石地区に住所又は所在地を有する者 地域振興部地域振興課地域振興グループ

2 電子閲覧とする場合においては、別に定める基準により設計図書等の閲覧又は取得を行うものとする。

(設計図書等の取扱い)

第7条 交付を受けた設計図書等は、入札参加者等が当該入札における入札価格の見積り及び落札した場合の契約履行にのみ使用することとし、それ以外の目的のために使用しないものとする。

(その他)

第8条 この要領に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月30日から施行する。

この要領は、平成29年4月20日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

指名通知到達の確認票兼公示用設計図書等の受領書

受領月日	受 領 者	
	商号又は名称	
	担当者氏名	
下記入札に係る指名通知書及び設計図書等について、受領しました。		
入 札 日	工 事 ・ 委 託 業 務 名	受領時刻
/		:
/		:
/		:
/		:
/		:
/		:
/		:

注1 **入札に参加する前に、資格内容等の届出に変更がないか確認してください。**

- 2 入札参加意思の有無に関わらず提出してください。
- 3 必要事項を記入の上、持参、FAX又は電子メールにて提出してください。
- 4 本受領書（確認票）を電子メールにて提出する場合は、電子メールの表題（タイトル）を「**設計図書等受領（商号又は名称）**」としてください。

受領書 送付先	新ひだか町役場 総務部契約管財課 契約グループ FAX：0146-43-3900 電子メールアドレス（専用）： sekkei@town.shinhidaka.lg.jp
------------	--